

6. 第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見 1,305件（大人531件、子ども774件）

ア) 第4章全般に関する意見 36件（大人26件、子ども10件）

	意見の概要	札幌市の考え方
491	第4章全般に「保障に努める」という表現が用いられているが、積極的な表現に変えてほしい。(大人6件)	例えば、「子どもの権利の保障に努める」を「保障する」とした場合、具体的な場面によってはどのような状態が、子どもの権利が保障された状態なのか、判断が難しい場合があります。むしろ、常に努力していく意味から、「努める」のほうが適切であると考えています。
492	第4章に、「市民及び市は」という主語が見られるが、「市」を先に記載すべきではないか。(大人2件)	この条例では、市民の役割、市の役割がどちらもともに大切であると考えています。第4章で規定する事項は、主に子どもにかかわるすべての市民が関係し、その役割がとても大きいことから、「市民」を先に記載しています。
493	第4章には、「義務」という言葉が入っていない。子どもの権利は、権利を受け止める者の義務があって実現されるものであるから、行政、市民、事業者等の責務について、「義務」という文言を用いて、規定すべきである。(大人1件)	ご意見の趣旨については、行政、市民、事業者等の役割という形で、第4章の各該当部分において掲載しています。また、第1章「総則」の責務に、全体を総括する形でこの趣旨を規定しています。
494	第4章の冒頭に、子どもの権利を保障するに当たっての総括規定を設けるべきである。それぞれの立場のおとなの連携・協力が重要であるが、「監視社会」にならないことに留意するという趣旨の規定があると良い。(大人1件)	子どもの権利の保障を進めるに当たっての総括規定は、第1章「総則」の責務に設けています。また、この条例は、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方や仕組みを明らかにしたものであり、市民の行動等を監視するものではありません。
495	子どもの権利の実現のための、市の財政的措置についての規定がないが、条例で市の財政的措置の根拠について、明記すべきである。(大人1件)	直接的な財政措置の根拠についての規定は設けていませんが、第6章「施策の推進」では、子どもの権利に配慮した施策を推進する旨の規定を設けており、推進計画の策定や具体的事業の実施に際しては、必要な財政的措置を講ずることとなります。
496	子どもに、「宗教を選択する権利」を保障し、社会と養育者への義務として、「子どもの宗教的自由権の尊重」、「判断力を低下させた状態で帰依させたり金銭を要求したり労働させるなどの反社会的宗教からの子どもの保護」を明記すべき。(大人1件)	第4章「生活の場における権利の保障」では、第3章に規定している「子どもにとって大切な権利」を受けて、子どもにかかわる大人が、真に子どもの権利の保障を進めるためにどのようなことが求められるかを、総括的に定めています。
497	働く意欲があっても定職を得られない現状を打開することは、大人の役割であることから、「就業し、働き続けることのできる社会の形成」を権利保障として位置づけるべきである。(大人1件)	
498	第3章の「自分らしく生きる権利」は、全然保障されていないのが現実なので、第4章で、その役割をもう少し詳しく載せるべきだと思う。(子ども1件)	「自分らしく生きる権利」を具現化する規定としては、第4章第3節「地域における権利の保障」のうち、「地域における子どもの居場所」において、その趣旨を掲載しています。
499	第4章第1節、第2節に掲載されている「子どもの言葉、表情、しぐさなど…」の部分が、家庭や育ち学ぶ施設だけでなく、子どもにかかわるすべての大人の基本姿勢として定着する努力をすべきである。(大人1件)	この条例では、前文においてご意見と同様の規定を盛り込んでいますが、これに加え、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者である保護者、さらには、子どもが多く時間を過ごす育ち学ぶ施設の関係者の役割についても、同様の規定を設けています。

500	家庭、育ち学ぶ施設における権利保障の場面では、関係者の努力でも不足が見られる場合には、(行政が)一時費用を立て替えても、速やかな子どもの権利保障、救済措置が必要になるのではないか。(大人1件)	この条例が実効性のあるものとなるよう、第7章「子どもの権利の保障の検証」において、条例制定後の権利の保障状況について検証を行うための仕組みを規定しています。
501	第4章に規定する項目のそれぞれに実際の効力が発揮されるよう、市民が声を上げて行政に要求し、自らも行動することが求められる。(大人1件)	
502	<p>その他意見・感想等 (大人10件、子ども9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校や施設、地域などのあらゆる場面で、大人が子どもの権利保障を実現することが大切であると思った。 ・子どもの権利を保障するためには、とりわけ家庭環境などにおいて、大人の意識を変えることが大事であると感じた。 ・第4章に挙げていることをみんなが意識することによって、虐待及び体罰の禁止、いじめの防止につながると良い。(子ども) など 	

イ) 第1節「家庭における権利の保障」に関する意見 309件 (大人107件、子ども202件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第1節全般について】		
503	家庭における権利の保障について、「保護者の役割」、「虐待及び体罰の禁止」とも、もう少し具体的に記載すべきだと思う。(大人2件)	この条例に規定する各項目については、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を示しています。今後、この条例に基づき、具体的な施策や取組を進めていくことを検討していきます。
504	市では、家庭における権利の保障についてどのような対策を行うのか、児童相談所の機能がどうなるのかなど、具体的に示すべき。(大人1件)	
505	虐待同様、中絶についても少なくなるよう、規定すべきである。(大人1件)	中絶を少なくすることは、胎児の命を守ることであり、大切なことではありますが、民法上、原則として胎児は権利能力を持たないことから、この条例では、ご意見の趣旨の規定はしていません。
506	家庭における権利の保障について、「性による差別的扱いの禁止」の条文も設けるべきである。(大人1件)	ご意見の視点については、第3章「子どもにとって大切な権利」の「安心して生きる権利」において差別されない権利を、また、第4章第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」において、あらゆる差別や不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努める旨の規定を設けています。
507	<p>その他意見・感想等 (大人2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における権利の保障を規定することは、大切なことだと思う。 など 	
【保護者の役割について】		
508	保護者の役割が、施設関係者の役割に比べ弱い印象を受けた。「こたえていくよう」という部分の表現を、もう少し具体的にできないか。(大人2件)	子どもは、0歳から18歳まで幅広く、例えば、乳幼児など、言葉をうまく発することができない場合においても、表情、しぐさなどから思いを受け止め、そして、子どもの最善の利益は何かを判断し、こたえていく責任を有しています。この趣旨を表す必要があると考え、このような表現としています。
509	意思表示の未発達な乳幼児の基本的な人権を守る義務をもっと明確に位置づけてほしい。(大人1件)	
510	「しぐさ」という表現について、対象に高校生が含まれることを考えると、「行動」に修正するべきではないか。(大人1件)	

511	保護者が子どもの権利を悪用することのないよう、「保護者の役割」をもっと具体的に記載すべきだと思う。(大人2件、子ども1件)	
512	保護者の役割の中に、「子どもと一緒に過ごす時間を設け、子どもの話を聞くこと」という責任を加えるべき。(大人1件)	子どもの権利保障を進めるに当たって、保護者の役割は大変重要であることから、市民に分かりやすく、その役割を表現するため、「第一義的な責任を有する」「言葉や表情、しぐさなどから思いを受けとめ、こたえていく」という規定に加え、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」という趣旨を加えています。
513	保護者の役割の中に、「良心を持って子どもに接する」という責任を加えるべき。(大人1件)	
514	保護者の役割の中に、「保護者は、子どもと同時代を生きる生活者として、共同の取組を通して子どもの理解に努める」ことを加えてほしい。(大人1件)	
515	親以外の保護者であっても、親同様の愛を持つことで、子どもは育つのだと考え、文中には「無償の愛」という言葉を入れるべきである。(大人1件)	
516	現在の保護者は、当たり前のできていないので、ポイ捨ての禁止、地下鉄等での携帯電話の禁止など、当たり前のモラルを求めているかがか。(大人1件)	
517	保護者の役割の中に、地域とのつながりの大切さが理解されるような内容が盛り込まれると良い。(大人1件)	この条例では、保護者自身の道徳心について直接規定していませんが、保護者の考え方や行動が、子どもに大きな影響を与えるという意味で、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であるという認識を持つことが大切であると考えています。
518	各家庭、各保護者の個々の責任のみを強調するのではなく、保護者がネットワークにつながり、共同して学び、子どもの教育に携わり、社会の子どもをみんなで育てるという発想が重要ではないか。(大人1件)	
519	教育を学校任せにしている保護者が多いので、「保護者の役割」として、子どもの教育に参加することを明記すべき。(大人1件)	ご意見のとおり、保護者が地域の市民を始めとした様々なネットワークをもとに子どもを育てる趣旨は、とても大切なものと考えています。この条例の普及や施策の推進の際に、検討する必要があると考えています。
520	保護者の役割として、「だめなことはだめ」としっかり言うことを責任として明記すべき。(大人1件、子ども1件)	
521	「親は子どもの話を聞き意見をし、また子どもはその意見にきちんと反論できる。」を入れてほしい。親の言うことは絶対で、逆らってはいけないものだと思っている人も多いから。(子ども1件)	この条例では、「保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者」と規定していますが、ご意見のように、家庭教育における適切な指示、指導等の重要性を分かりやすく表すため、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」という規定を加えることにしました。
522	家庭のことは、家庭で話し合う必要があると思うので、あまり突っ込まない方がよいのではないか。(大人1件、子ども1件)	子どもが親などの保護者に意見を言い、その意見が「子どもの最善の利益」の観点から受け入れられない場合、保護者はその理由を誠実に説明する責任があります。場合によっては、それに対して、さらに子どもと保護者が対話を積み重ねる必要があるかもしれません。このように、大人と子どもが対話を重ね、そして子どもの成長・発達を支えるという視点はとても大切であり、保護者の役割には、この趣旨を含めて規定をしています。
		家庭のことは家庭で話し合うことが第一ですが、保護者は子どもの成長を支える第一の責任者であること、虐待等の事件が少なくないことなどから、「家庭における権利の保障」を規定し、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を明らかにしています。

523	<p>その他意見・感想等（大人13件、子ども20件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の中での、親として行う義務をしっかりと守っていかなければならないと感じた。 ・「子どもの話を聞いてやる」と、「子どもの話を聞く」ことの違いを子どもにきちんと話すことから始めるべきである。 ・親が子に対し「無関心」、「過干渉」にならず、愛情や関心を持つことが大切。そういう環境づくりをしてほしい。 ・子どものいたずらなどを減らすため、あまり甘やかしすぎない方が良いと思う。（子ども） ・家族がもっと触れ合う時間を増やすなど、親子関係の改善を図るべきだと思う。（子ども） など 	
【虐待及び体罰の禁止等について】		
524	<p>「市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努める」とあるが、どのような救済をするのか明確にしてほしい。（大人2件、子ども2件）</p>	<p>迅速で適切な救済とは、札幌市児童相談所を中心に、関係機関などと連携し、虐待を受けた子どもの保護や自立支援、心身のケアなどについて積極的に取り組むことなどを意味しています。</p>
525	<p>子どもが虐待を受けていることを周りの人たちが気づき、そのことを相談できる環境整備をこれまで以上に整えるべきである。（大人1件）</p>	
526	<p>子どもの安否確認が必要な場合、職員が家の中に入れる権限を与えたりするなど、第三者が介入できるようにするべき。ただし、対象家庭へのアフターケアも必要。（大人1件）</p>	
527	<p>虐待、体罰の範囲を明確にしてほしい。（大人9件）</p>	<p>児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」第2条で定められており、その内容は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 身体に傷を負わせたり、または傷を負わせるおそれのある暴行を加えたり、生命に危険を及ぼすような行為をすること。 ・性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。 ・心理的虐待 言葉による脅かしや拒否的な態度などで子どもの心を傷つける行為をすること。 ・ネグレクト 健やかな発達を損なう不適切な養育、監護の怠慢、養育の拒否、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や、子どもに無関心でいること。
528	<p>虐待及び体罰について、もっと細かく規定すべきである。（大人6件、子ども8件）</p>	
529	<p>虐待の定義に、「性的」「就労」を規定するべきである。（大人1件）</p>	
530	<p>言葉の暴力や言葉の虐待もとても傷つくので、それを踏まえた条例にしてほしい。（子ども2件）</p>	
531	<p>精神的暴力も虐待の中に入るのでないか。細かく定めたほうが良い。（子ども1件）</p>	
532	<p>親が子どもをしかることは、体罰にあたるか、しつけにあたるかを明確にする必要がある。（大人2件、子ども10件）</p>	

533	何度言っても聞かない場合、ある程度の体罰は必要なので、「体罰の禁止」を掲載すべきではない。(大人8件、子ども16件)	親など保護者が、子どもの最善の利益を考慮し、適切な指示、指導の意味で「しつけ」を行うことは、とても大切なことですが、これを逸脱し、肉体的苦痛を与える「体罰」を子どもに行うことは、子どもの成長にとって悪影響を及ぼすおそれがあり、あってはならないことと考えています。さらに、「しつけ」の名の下に過度の「体罰」が行われ、それが「虐待」につながる場合も考えられることから、「虐待の禁止」に加え、「体罰の禁止」を明確に規定しています。
534	体罰の禁止については、それぞれの家庭でしつけの考え方に違いがあるので、一概に否定すべきではない。(大人9件)	
535	親がたたくのは、体罰ではなく、しつけである。(子ども19件)	
536	体罰行為をすべて禁止するのは疑問。どこまでの体罰ならよいか、明記すべき。(大人2件)	
537	あまり、厳しい内容のものにすると、体罰などについて過敏に反応する人も出てくると思うので、そのことも考えたほうが良い。(子ども1件)	
538	いじめ、虐待、体罰を受けた子どもにもその被害を受けるに至った要因があるので、本人が改善しない限り効果がない。(子ども1件)	
539	虐待及び体罰を未然に防ぐ方法を検討すべき。(大人4件、子ども1件)	ご指摘のように、虐待に対する対応としては、起きてからだけではなく、未然にいか防止するか、ということが重要です。そのために、この条例の趣旨を市民に広く周知するとともに、未然防止としてどのような対策が求められるか、検討を進めていきたいと考えています。
540	虐待を未然に防ぐために、親に対しての救済活動などをどうするのか疑問である。(大人1件)	
541	虐待防止は、何よりも重要な対策が必要であり、通報探知システムの構築なども盛り込んでいただきたい。(大人1件)	
542	救済と心身の回復は同義ではないことから、「心身の回復に努める」という言葉を入れてほしい。(大人2件)	「救済」という言葉の中には、「心身の回復」「心のケア」なども含まれると考えています。
543	虐待からの権利侵害の回復のため、「自ら意思決定できるよう、十分な情報を提供し、じっくり子どもの意見に耳を傾ける制度を設ける」と規定し、公私の活動の支援を明記してはいかがか。(大人1件)	
544	虐待の項目は、条例に盛り込まなくても、他の法律で対応できた方がよい。(大人1件)	児童虐待は、どのような理由であれ、決してあってはならないこととして、法律等で禁止されています。また、市民の通告義務も法律で課されています。この条例では、子どもの権利の保障を進める上で必要となる、基本的な事柄を定めています。児童虐待は、近年、とても深刻な問題となっていることから、虐待の禁止等について改めて規定しているものです。
545	虐待については、それに気づいた人は、報告の義務があると明示した方がよいと思う。(大人1件)	
546	この項目が載っても、虐待される子どもの数がゼロになることはありえないと思うので、もっと子どものことを考えて条例を作してほしい。(子ども2件)	
547	しつけと虐待・体罰を見分けることは難しいと思う。時間・お金はかかってしまうが、すぐに市が家庭に介入すべきではないと思う。(子ども1件)	
548	虐待については、親に自覚がなかったり、実際に虐待をしているかどうか分からないので、掲載しても無駄だと思う。(子ども1件)	

549	第1節2②には、「虐待」とともに、「体罰」も必ず入れてほしい。(大人6件)	家庭の中で起こる体罰について、現実的に市が個別に対応を行うことは困難であるため、この規定には含めていません。ただし、虐待のおそれがあると判断された場合には、市として迅速な救済が必要です。
550	主語が、親、学校、市のみになっているが、街中でのお店でも子どもを守る、という姿勢を持たせるのが大事だと思う。(子ども1件)	虐待に対する対応は、全市民が重要な役割を担っており、法律上も、虐待の疑いがある場合、市民は通告する義務が課せられています。ご意見のように、街中のお店も子どもを見守るとも大切な場所ですので、この条例の趣旨について、広報に努めていきたいと考えています。
551	虐待に対する対策をもっと強化したほうが良いと思う。(子ども13件)	ご意見の事柄について、十分配慮し、虐待に対する迅速で、適切な対応に努めているところです。今後とも、子どもにかかわる関係機関や団体などと密接な連携のもとに対応を行っていききたいと考えています。
552	虐待及び体罰の禁止等について、関係機関はさらに迅速で適切な救済に努めてほしい。(大人5件)	
553	虐待などは、家庭の中では「しつけ」と言われ、それ以上の介入をするのは限界がある。プライバシーの問題もあるので、相談した際の行政サイドの適切な対処や救済を切に望む。(大人1件)	
554	虐待及び体罰の禁止について、児童相談所等との連絡を密にして虐待等について厳しい対応をしてほしい。(大人1件)	
555	虐待された側に対してのケアはもちろんのこと、虐待をした方への対応もとても大切。(子ども1件)	
556	「迅速に対応する」ではなく、子どもが相談できる専門の心理カウンセラーがいる場を作るべき(児童会館にでも)。児童相談所よりもずっと地域に密着した施設が必要だと思う。(子ども2件)	虐待に対する対応は、地域全体で取り組むという視点がとても大切です。札幌市では、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員など、地域で活動する市民に対して研修を行い、児童虐待予防地域協力員を養成しており、今後ともこの取組を続けていきたいと考えています。
557	虐待については、もっと地域の人たちとのつながりを強化すると良いと思う。(子ども2件)	
558	虐待した保護者の罰則・取り締まりを強化すべき。(大人1件、子ども9件)	児童虐待防止法に基づき、市民や関係機関等との連携のもと、早期発見、早期対応の取組に一層努めていきたいと考えています。
559	虐待の通報などの呼びかけ、気軽に相談できる環境づくり、予防、発生した場合の対応など、いじめ、虐待などへの取組を徹底すべき。(子ども14件)	虐待等を行う大人にならないようにするためには、この条例や児童虐待防止法の趣旨についての周知、広報が欠かせません。子どもを含めた市民に適切な情報提供等をしていきたいと考えています。
560	虐待や体罰が起きないために、大人も子どもも、条例の内容をしっかりと理解することが大切である。(大人1件、子ども3件)	
561	その他意見・感想等 (大人4件、子ども68件) <ul style="list-style-type: none"> ・虐待はとても残酷なので、「虐待をしない」という項目があるのは、とても良いと思う。(子ども) ・ニュースでよく虐待のことが出ているけれど、親の気持ちが分からない。やめてほしいと願っている。(子ども) ・子どもは大人のストレス解消道具ではない。また、子どもは大人が「育てる」ものではなく、子ども自ら「育つ」もの。子どもの未来を大人が決める権利などない。(子ども) など 	

ウ) 第2節「育ち学ぶ施設における権利の保障」に関する意見 357件 (大人61件、子ども296件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第2節全般について】		
562	学校教育と社会教育をまとめて表現されているが、この節では分離することが大切。学校教育のあり方を検討しなければ、子どもの権利は守られない。(大人1人)	第1章「総則」で定義している「育ち学ぶ施設」には、「児童福祉法に定める児童福祉施設」として、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童会館などが、また、「学校教育法に定める学校」として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校などが挙げられます。社会教育施設は含めていませんが、地域における子どもの権利保障において、重要な役割を果たすと考えています。
563	「思想、信条の自由(内心形成)」を保障する具体的な条文を入れてほしい。例えば、学校などで、「君が代斉唱を強制されないこと」など。(大人2人)	この節で定める各項目は、子どもの健やかな成長・発達にとっても大きな役割を担う育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障を進める上での基本的な事柄を内容としています。この条例の趣旨を、子どもに関する施策や事業の中にどのようにいかしていくか、引き続き検討を進めていきます。
564	「市及び施設設置管理者は、すべての子どもが生まれ育つ地域の学校に通うことができる条件を整えること」、「市は子育て・教育についての子ども・保護者の考え方を最大限に尊重しなければならないこと」を加えてほしい。(大人1人)	
565	育ち学ぶ施設における権利保障として、「セクハラ問題」について明記してほしい。(大人1人)	
566	健全な心と身体は正しい食習慣に起因することを踏まえ、食に関する規定を追加するべきである。(大人1人)	
567	育ち学ぶ施設における権利の保障の中に、不登校の子どもへの支援があったら良いと思う。(子ども1件)	
568	障がいのある子どもについて、小学校でも各施設の専門家の先生にかかわってもらうなど、厚い対応を行っていただきたい。(大人1人)	
569	市のかかわる施設、学校等については、管理職にとどまらず、これらの規定を具現化するための担当者を置くなど、工夫が必要ではないか。(大人1人)	
570	学校においては、少人数学級の実現や心理カウンセラー、ソーシャルワーカー等の配置をすべき。(大人3人)	
571	育ち学ぶ施設における権利保障として、「性による合理的理由のない差別、序列、順番を設けることの禁止」を明記してほしい。(大人1人)	
572	第2節全般の「施設設置・管理者」という主語は、公立学校に限定すると誤解されるので、可能な限り、「札幌市は」という表現に改めるべきである。(大人1人)	

573	学校における権利保障について、もっと分かりやすく記載してほしい。(大人1人)	「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす大切な学ぶ場ですが、「保育所」、「児童会館」などの児童福祉施設も、子どもにとって大切な育つ場であることから、これらを含めて「育ち学ぶ施設」とし、第4章第2節で、包括的にその役割を規定しています。
574	その他意見・感想等 (大人4件、子ども3件) ・第4章第2節は、とても大切なので、ぜひ進めていただきたい。 ・学校や体罰についての規定がきちんとしているので良い。 ・育ち学ぶ施設における権利保障を実効性のあるものとするためには、「市・関係機関・地域」のつながりが必要不可欠であり、より一層、連携と関係づくりに努める必要があると感じた。 など	
【施設関係者の役割について】		
575	育ち学ぶ施設関係者の役割として、「教え、指導すること」を明記すべき。(大人1件)	子どもの成長・発達に際して、教え、指導することのほか、助言、支えなど、様々な形で子どものかかわりによって、子どもの権利の保障を進めていくことが求められると考えています。
576	育ち学ぶ施設関係者の役割として、「子どもの心を傷つけないような言葉がけをする」、ということを入れてほしい。(大人1件)	育ち学ぶ施設においては、子どもと施設関係者との信頼関係がとても重要であり、日ごろから子どもの悩みについて相談にのり、対話や声かけを行うなど、積極的な行動が必要であると考え、その役割を規定しています。
577	「相談に応じて対話などを行う」程度でよいか。相談には応じるけど、話をしてみるだけという印象を受ける。(大人1件)	
578	施設関係者の役割として、「思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行う」とあるが、この場合、子どもの嘘や大人の感情が混ざり合い、うまくいかない場合も多々あるのではないか。(大人1件)	
579	その他意見・感想等 (大人9件、子ども12件) ・保護者の役割、育ち学ぶ施設関係者の役割にある、「思いを受け止め、こたえていくよう努めること」の一文は、本当にそのとおりだと思う。(子ども) ・施設関係者は、良い雰囲気づくりに積極的に取り組んでほしいと思う。(子ども) など	
【開かれた施設づくりについて】		
580	施設側からの情報提供だけでなく、直接参加することを明確に保障すべき。(大人1件)	より良い育ち学ぶ施設づくりを目指す上で、施設関係者と子ども、保護者、地域住民が、ともに課題を考え、支え合うことはとても大切です。このことから、開かれた施設づくりを進めるため、施設関係者が情報を提供し、意見を聴き、協力を受けることを規定しています。
581	開かれた施設づくりについては、各学校において、取組姿勢に差があるので、前向きに検討してほしい。(大人1件)	
582	まずは、「君が代、日の丸」の指導に自由に自己決定できるかということなど、自分たちの施設で、自由に話し合う場が必要ではないか。(大人1件)	教育課程における指導内容については、学習指導要領などの法令等に基づいています。これらの範囲の中で、子どもの意見を聞いたり、話し合う場を設けることは、とても大切であると考えています。
583	その他意見・感想等 (大人1件、子ども2件) ・保護者との対話を進めるなど、開かれた施設づくりを進めていってほしい。 など	

【いじめの防止について】		
584	いじめの防止について、もっと対応策を具体的に規定すべき。(大人1件、子ども29件)	この条例では、子どもの権利の保障を進める上で、基本的な考え方を規定しています。子どもが、生き生きと育ち学ぶ施設での生活を送ることができるよう、より一層の対応に努めていきたいと考えています。
585	表面上いじめがなくなっても、裏でいじめは出てくると思うので、それについての対策も考えてほしい。(子ども3件)	
586	いじめの文言について、「大小にかかわらずすべてのいじめの問題」と記載してはいかがか。(大人1件)	大小を問わず、すべてのいじめに関する問題を規定する必要があることから、簡潔に、「いじめの防止」という表現にしています。
587	いじめの防止について、未然の対応についてもしっかりと規定してほしい。(大人3件、子ども1件)	それぞれの育ち学ぶ施設において、いじめの起きにくい環境づくりや、発生後の迅速で適切な対応が図られるよう、この条例の趣旨の周知に努めていきたいと考えています。
588	気軽に相談できる環境づくり、予防、発生した場合の対応など、いじめ、虐待などへの取組を徹底するべき。(子ども19件)	
589	いじめについてすべての原因はすべての人にあると思う。改善は不可能に近いと思う。(大人1件、子ども3件)	いじめは、どのような状況でも引き起こされてはならないものです。札幌市としては、条例を制定することにより、「いじめをしてはいけない。」「いじめられている場合は、勇気をもって声に出す。」など、誰もが理解できることの周知を徹底していきたいと考えています。すべての子どもたちが、いじめの問題について真剣に考え、ともに議論していくきっかけとなるのではないかと考えています。
590	条例でいじめが本当になくなりほしくないと思う。人々の話し合いの場を多くしたりした方が良いと思う。(子ども1件)	
591	いじめられる側に問題がある場合も考えられるので、本当の意味での「最善の利益」を考えてほしい。(子ども3件)	
592	心理カウンセリング室に行くことで「私はいじめられています！」ということになり、より一層いじめの激化につながりかねない。(子ども1件)	
593	「いじめに関係する子ども」には、いじめを行う子どもも入るのかわからない。(子ども1件)	
594	いじめの問題について、組織改善や罰則規定の強化、アンケート調査、ガイダンスの配布、学校の対応のあり方の説明等、まず、大人の側の意識改革を行うことが必要である。(大人1件)	「いじめに関係する子ども」には、いじめを行う子どもも含まれています。
595	いじめに対する対策をもっと強化した方が良い。(子ども8件)	
596	いじめられている人は、本人からはそのことを言い出せないなので、いじめの発見について対策を考えてほしい。(子ども2件)	
597	いじめられて不登校になった人を助けるための対策を強化してほしい。(子ども1件)	
598	学校で、いじめを解決するための「子ども会議」を設けてはどうか。(子ども1件)	

599	いじめは、同じ年頃の友達同士で話ができるとリフレッシュできて、解決に向かうと思う。(子ども1件)	いじめなどの問題を解決するために、まわりの友達の存在やいじめを許さないという強い気持ちを持つことはとても大切です。この条例の趣旨を広報・周知し、社会全体がいじめの起きにくい、または相談しやすい環境になるよう、努めていきたいと考えています。
600	いじめられた場合、「やめて」という勇気を持てるようになれば良いと思う。(子ども1件)	
601	いじめ、虐待などを行うような人間にならないように育てることも大事だと思う。(子ども1件)	
602	いじめを先生ができるだけ早く発見してほしい。(子ども3件)	いじめはあってはならない重大な権利侵害であり、学校の先生などの育ち学ぶ施設職員を始めとした、子どものまわりの大人の役割は極めて重要です。いじめの防止や適切な対応が図られるよう、この条例の趣旨の広報、周知に努めていきたいと考えています。
603	先生は、いじめがあった場合は、しっかりと怒ってほしい。(子ども1件)	
604	いじめのない社会にするためにも、相手のことを少しだけでも考えてあげることが大切だと思うので、そのようなことをたくさんの人々に伝えてほしい。(子ども1件)	
605	いじめは子どもだけの問題ではないので、先生や親など大人が守ってほしい。(子ども3件)	
606	いじめについて大人がかかると、いじめの悪化につながるケースもある。いじめに立ち向かうことの大切さを教育していくことが大人の役目ではないか。(子ども2件)	
607	誰にも気づかれないところでいじめにあっている人が多いので、もっとまわりの大人は気にかけてほしい。(子ども3件)	
608	<p>その他意見・感想等 (大人3件、子ども56件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめをなくす」という項目に賛成。学校でいじめがなくなるようにしてほしい。(子ども) ・相談しやすいような環境づくりなど、いじめに対する対応はとても重要なので、項目掲載に賛成。(子ども) ・いじめの問題は気づかれないことが多く、本当に解決できるか不安である。(子ども) など 	
【虐待及び体罰の禁止等】		
609	育ち学ぶ施設における体罰の禁止について、どこまでが指導やしつけでどこからが体罰になるのか判断しづらいので、示してほしい。(大人2件、子ども8件)	育ち学ぶ施設の関係者は、法令により体罰、虐待が禁止されています。ここでいう体罰とは、施設関係者が教育上の目的と称して与える肉体的苦痛を、虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」第2条で定められている身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを指します。
610	育ち学ぶ施設における、虐待、体罰のなかには言葉づかいも含まれるのか、示してほしい。(大人2件)	
611	先生による生徒への体罰はもちろん、精神的な虐待も決して許されない。(大人1件、子ども1件)	

612	虐待及び体罰の禁止に関する規定をもっと強調してほしい。(大人2件、子ども8件)	この条例では、子どもの権利保障を進める上で、基本的な考え方を規定しています。この条例などに基づき、育ち学ぶ施設における体罰などの防止に努めていきます。
613	細かい規定などを作ると良いと思う。先生の生徒に対する、差別や指導といった体罰、先生のイライラをぶつけること、女子生徒に対し、不愉快な言葉を言ったり、接し方をすることなど。(子ども2件)	
614	学校での指導として、ある程度の軽い体罰は必要ではないか。(大人3件、子ども22件)	育ち学ぶ施設で勤務する職員を始め、すべての大人には、決して手を上げるなどの体罰によらない適切な方法で子どもに対して指示、指導などを行うことが求められると考えています。
615	あまり、厳しい内容のものにすると、体罰などについて過敏に反応する人も出てくると思うので、そのことも考えたほうが良い。(子ども1件)	
616	<p>その他意見・感想等 (大人3件、子ども88件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育ち学ぶ施設における虐待、体罰の禁止はとても大切であると思う。 ・少し問題を間違っただけで叩いてくる先生がいると聞くので、やはり体罰やいじめのない社会が望ましいと思う。(子ども) ・項目の掲載はとても良いと思うが、虐待や体罰は減らないと思う。また少し難しい点もあると思う。(子ども) など 	
【関係機関等との連携と研修について】		
617	「保護者に対する研修」または、「保護者が気軽に相談できるような機関」も設けるべきである。(子ども1件)	ご意見のとおり、保護者に対する支援はとても重要であり、第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」において、「保護者の子育てに対する支援」を設け、その趣旨を規定しています。
618	子どもは過ちを侵すものであり、その子どもの心に寄り添って、力づけるための先生の研修、情報交換などに力を入れてほしい。(大人1件)	子どもの権利侵害を防止し、救済するためには、連携や研修がとても大切であることから、施設設置管理者の役割として、その機会を設けるよう努めることを規定しています。
619	育ち学ぶ施設における虐待について、横との連携をしっかりとって対応すべき。(大人1件)	
【事情等を聴く機会の設定について】		
620	事情等を聴く機会の設定について、当たり前のことなので、今さら条例で定める必要はないのではないか。(大人1件)	この規定は、施設設置管理者が子どもに対して、停学、退学、退所、義務教育における出席停止などの不利益な処分等を行う際には、本人から事情等を聴き、適正な手続を行うことを保障するものとして規定しています。なお、この条例でいう不利益な処分等の状況は一樣ではないと考えられることから、努力規定としています。
621	不利益な処分等を行おうとするときに、事情等を聴く機会を設けることは「努めること」ではなく、「絶対」でなくてはならないと思われる。(子ども1件)	
622	<p>その他意見・感想等 (子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事情等を聴く機会の設定は子どものために良いと思う。(子ども) 	

エ) 第3節「地域における権利の保障」に関する意見 211件 (大人74件、子ども137件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第3節全般について】		
623	地域において、色々な年代の子どもたちがかわりあえる交流の場を具体的に示してほしい。(大人2件)	札幌市内には、子ども会や連合町内会単位に結成される青少年育成委員会において、文化、スポーツ活動等のレクリエーションなど、地域の特性をいかした様々な活動を通して、子どもたちの健全育成を行っています。このほか、地域の町内会では、地域の状況に合わせたお祭りなど、様々な年齢層の子どもたちが触れ合うことができる行事を実施しており、これらの活動がより活発化されるよう、まちづくりセンターにおいて様々な支援を行っています。
624	地域社会が協力して親へ支援するとともに、家庭、学校ではできない体験機会の提供を行うことが望まれる。(大人1件)	地域では、それぞれの地域の課題を自ら解決するための様々な活動が行われており、この中には子育て家庭を支援する活動や子どもの見守り活動なども数多く含まれています。札幌市では、町内会を始めとした地域の活動を積極的に支援することとしており、引き続き、自主的な活動が活発化するよう、まちづくりセンターを通じた支援を進めていきます。
625	地域や市民の役割について、もう少し表現を強めるべきではないか。(大人2件)	この条例は、多くの市民の方にご理解いただけるよう、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を定める内容としています。具体的には、条例制定後、地域において様々な取組が進められるよう、今後、検討を進めていきたいと考えています。
626	「市民」の役割が相当に大きいですが、その実効性をどう図るか。単なる規定でなく、計画(仕組み)、実施(取組)について別途規定する必要があるのではないか。(大人1件)	
627	社会通念上の約束ごと、道徳、善悪の区別等を第4章第3節「地域における権利の保障」内に加えてほしい。(大人1件)	ご意見の趣旨について、子どもは、権利の行使や保護者等を始めとする大人の適切な指示・指導、さらには、人とのかかわりの中での様々な経験を通して学んでいくものと考えています。ここでは、地域は、こうした豊かな人間性をはぐくむための大切な場として位置付けています。
628	その他意見・感想等 (大人4件、子ども10件) ・大人と子どもの交流、子どもの安全を含め、地域のかかわりを深める取組が大切だと思う。(子ども) ・地域において、子どもが安心して伸び伸びと過ごせるようになってほしい。 ・地域の大人がみんなで子どもを育てていく世の中にしてほしい。(子ども) など	
【地域における市民及び事業者の役割について】		
629	その他意見・感想等 (大人2件、子ども1件) ・子どもは、多くの人との触れ合いの中で育てられ、自分は何を社会に貢献できるのかを考えることが大切だと思う。 ・事業者の視点を盛り込んだことは、とても良いと思う。 など	

【地域における子どもの居場所について】		
630	「自分らしく過ごすことのできる居場所」というのがどのような場所を指すのか、具体的に示すべきである。(大人1件、子ども1件)	<p>子どもの居場所は、地域の中で子どもたちが安心して休み、自由に遊び、活動し、友達を見つけ、人間関係を作り合うことができる場であり、こうした自分らしさを表現できる場や機会を提供することは、子どもの権利の保障を進める上でとても重要であると考えています。</p> <p>具体的な居場所の例としては、公園や児童会館などの施設だけではなく、生活の場における人間関係なども指しています。</p> <p>市民の皆様には、例えば、町内会における子ども向けの活動や子ども会活動、地域のサークルなど、子どもが安心して話ができ、自分らしさを表現できる場、いわゆるソフト面での居場所づくりの提供に努めていただきたいと考えています。</p>
631	居場所づくりとあるが、整備された公園ほど子どもの遊ぶ姿が少ないので、何もしない方法も認められる文案も検討すべきではないか。(大人1件)	
632	本来、ここでいう子どもの居場所は、「家庭」であるべきではないか。わざわざ時間とお金をかけて、家庭の場を奪わないでほしい。(大人2件)	
633	「子どもの居場所づくりに努める」とあるが、市民の役割としてどのようなことをすれば良いのか、具体的に示してほしい。(大人1件)	
634	居場所は行政が作るものなのか、居場所を作ることによって、子どもの権利が保障されるものなのか、具体的に示してほしい。(大人1件)	
635	留守家庭かどうかで状況が異なるので、「家庭の状況に応じた居場所づくりに努める。」とすべき。また、児童クラブへの入所や民間への補助対象は、小学校3年生までと不公平なので、「年齢の違いによって居場所から排除されない。」とすべき。(大人1件)	
636	居場所づくりを具体的にするため、「自分らしく過ごすことのできる保育園・幼稚園・学童保育などの居場所づくりに努めることを規定します」と記載してほしいかがか。(大人1件)	<p>子どもの居場所は、地域の中で子どもたちが安心して休み、自由に遊び、活動し、友達を見つけ、人間関係を作り合うことができる場として、とても重要であると考えています。この条例では、子どもの権利保障を進める上での基本的な考え方を包括的に定める内容としていますが、今後、この条例に基づき、子どもが自分らしく過ごせる居場所づくりを進めていきたいと考えています。</p>
637	「居場所づくりに」の後の文章を、「現在ある施設を存続させることを規定します。もしそれを取り壊す必要がある場合には、地域の子どもの意見も取り入れてから決定すること。」のように変えてほしい。最近、近所の公園がほとんどなくなっており、遠くまで遊びに行くのは危険。(子ども1件)	
638	子どもの放課後の過ごし方、それに伴う周囲の環境や施設の整備化をどう考えていくのか、子どもの視線で検討していただきたい。(大人1件)	
639	行政は、財政難で地域にある公有地を売却するのではなく、遊び場の確保のための努力が求められるのではないか。(大人1件)	
640	子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄れる公園の設置を希望する。(大人4件)	
641	中高生が、放課後に遊ぶ施設が少ないのではないか。子どもが思いきり体を動かせる場所の設置を提唱すべき。(大人2件)	
642	子どもが安心して過ごせる場所を作ってほしい。地域全体で、子ども一人一人を見守るために、交流の場があればよい。(大人1件)	
642	子どもが安心して過ごせる場所を作ってほしい。地域全体で、子ども一人一人を見守るために、交流の場があればよい。(大人1件)	

643	地域における子どもの居場所として実践されている児童会館や学童保育所について、市の支援の充実に期待している。(大人3件)	ここでは、地域の中で子どもたちが安心して自分らしさを表現できる場や機会を提供することを目的に、子どもの居場所について規定しています。真に、子どもが求める居場所とは何かについて、行政も市民も、さらには、施設の関係者もともに考えることが必要であり、この趣旨について、周知に努めていきたいと考えています。
644	民間の学童保育は、留守家庭の子どもにとって、安心して伸び伸びと過ごす大切な居場所となっている。(大人1件)	
645	<p>その他意見・感想等 (大人9件、子ども19件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから居場所を作るのであれば、子どももその居場所づくりに協力していきたいと思う。(子ども) ・子どもの居場所を増やして(充実して)ほしい(遊び場、勉強できる施設、中高生専用の居場所)。(子ども) ・一人でも寂しくないように、いつでも入れる居場所がほしい。(子ども) など 	
【地域における自然環境の保全について】		
646	もっと自然の大切さや重要性を述べるべき。(大人1件)	<p>子どもの生き生きとした成長・発達にとって、札幌の緑や水辺、雪など変化に富んだ自然環境に子どもが身近なところで触れ合うことは、とても大切なことから、この項目を規定しています。市民、市が一体となって、豊かな自然を大切にする意識を持ち、良好な自然環境の保全に努める必要があると考えています。</p> <p>具体的には、環境基本条例などに基づく施策や事業の実施により、推進していくこととなります。</p>
647	「自然環境の保全」について、もっと具体的な内容を示してほしい。(子ども2件)	
648	自然がいっぱいの公園を作してほしい。(大人1件、子ども1件)	
649	自然を増やすために、森や公園などにたくさん木を植えてほしい。(子ども3件)	
650	自然を守るために、ポイ捨てをやめるよう、呼びかけてほしい。(子ども3件)	
651	自然に触れる子どもが少ないので、少しでも多くの自然を残すよう、各地域が力を入れることが大切だと思う。(大人2件)	
652	札幌全体のまちづくり(子どもが遊べる空間、都会をコンクリートで固めない、緑化率を上げる)も、子どもたちの意見をくみ入れてほしい。(大人1件)	<p>今後の都市づくりにおいては、市民、企業、行政などが相互に役割と責任を担い合い、協働で取り組むことが求められますが、その際に子どもが市民として参加したり、子どもの視点をいかしていくことも大切であると考えています。このことから、ここでは、市政等への子どもの参加の促進や、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めること等を盛り込んでいます。</p>
653	<p>その他意見・感想等 (大人2件、子ども18件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今、都会で本来の自然を知らずに育っている子どもは多いから、「自然環境の保全」は、大切だと思う。(子ども) ・子どもが自然環境を破壊することもあるので、声をかけて自然を大切にしていきたい。(子ども) など 	

【安全で安心な地域について】		
654	安全で安心な地域づくりとして、もっと具体的なことを示すべきではないか。(大人1件、子ども1件)	この条例の各項目については、基本的な理念を包括的に定めることとしています。今後とも、この条例に基づき、安全で安心な地域づくりが進められるよう、努めていきたいと考えています。
655	現状、安全で安心な地域はまったく保障されていないので、もっと強調すべき。(大人1件)	
656	「支援」の内容を具体的に示してほしい。(子ども1件)	ここでは、子どもが自分自身を守るための知識や技能を修得するために、市民及び市が、子どもが本来持っている能力を引き出す環境をつくるための支援を行うことを規定しています。具体的な支援の例としては、子どもたち自身による防犯マップの作成などが考えられます。
657	子どもたちが自分で自分の身を守るための方法を教えてほしい。(子ども4件)	
658	もう少し交番が増えれば子どもたちも私たちが安心して暮らせ、犯罪も減ると思う。(大人1件)	
659	地域で子どもが安全に安心して過ごすために、子ども110番を増やしたり、コンビニに有害図書を置かないなど、対応を強化すべきである。(大人1件)	
660	安心して通学したり、生活できる街にしてほしい。(子ども8件)	地域の安全、安心のための具体的な取組を多数お寄せいただき、ありがとうございます。お寄せいただいたご意見を参考に、今後、子どもの視点に立って、どのような取組が有効であるか、検討していきます。
661	学校の先生や警察による見回りを強化してほしい。(子ども13件)	
662	携帯電話で子どもの居場所が分かるというものを、もっと増やしてはいかがか。(子ども1件)	
663	小学校では集団下校を徹底しても良いのではないか。これにより近所の子ども同士での理解が深まり、いじめなどの減少も減るのではないかと思う。(子ども1件)	
664	登下校における安全確保を徹底すべきだと思う。部活などで夜が遅いとき、暗くて危険。街灯を増やすべき。(大人1件、子ども5件)	
665	不審者対策を強化してほしい。(子ども27件)	
666	防犯ブザーを全学年に持たせるなど、具体的な取組を行ってほしい。(大人1件、子ども4件)	
667	<p>その他意見・感想等 (大人18件、子ども13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全で、安心して過ごせる地域づくりを進めることは、とても大切である。 ・最近、札幌市の各地で防犯パトロールなど、子どもを見守る体制が整い始めているので、このような活動をこれからも続けてほしい。 ・最近、スクールガードがいるので、通学の時は安全だと思う。(子ども) ・あまり過敏になると、逆効果になるのではないかと不安である。(子ども) など 	

才) 第4節「参加・意見表明の機会の保障」に関する意見 106件 (大人39件、子ども67件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第4節全般について】		
668	声の小さい子、なかなか表現できない子、無関心にさせられている子など、すべての子どもたちに、何らかの形で意見を引き出す場を保障してほしい。(大人1件)	第4章第4節に定める事柄は、ご意見の状況にある子どもたちも含め、すべての子どもの参加、意見表明の権利の保障について、仕組みを定めたものです。
669	子どもの意見を聞く機会を設けることは理解できるが、政治的意図や利益誘導を目的とした大人に利用されるおそれがあることも考慮すると、施設設置者などにあえて義務を課す必要はないのではないか。(大人1件)	子どもに大人の意見を押し付け、その意見を言わせるなど、子どもの意見表明権を利用することは、子どもの権利を否定することであり、自立した大人への成長・発達を損わせることにつながります。このようなことが起こらないよう、市民の皆様にご意見表明権の趣旨を正しく理解してもらおう努力を続けていきたいと考えています。
670	今後とも、積極的にあらゆる場面での子どもの参加、意見表明の機会を提供すべきである。(大人1件)	ご意見の趣旨はとても大切であり、市政、育ち学ぶ施設、地域での子どもの参加等の促進を規定しています。この趣旨の実践的な取組がとても大切であると考えています。
671	その他意見・感想等 (大人15件) ・あらゆる場面で子どもの「参加、意見表明」の機会を保障することは、とても良いことだと思う。 など	
【子どもの参加等の促進について】		
672	子どもの参加、意見表明に関しては、事業所側の意識も大切なので、「子どもの参加等の促進」には、「市政、育ち学ぶ施設、市民」のほか、「事業者」も入れるべきではないか。(大人1件)	ご意見のように、子どもが参加し、意見を表明する上で、事業者の意識もとても重要であると考えますが、本節では、子どもが毎日の生活と密接にかかわる市政、育ち学ぶ施設、地域における参加、意見表明について規定しています。地域での様々な取組を考えた場合、ここでいう「市民」には、個人のほか事業者も含まれると考えています。
673	参加、意見表明の機会の保障は、限定的にならざるを得ない。また、誰に意見を表明し、どう参加するのか、具体的に検討の上、規定すべきである。(大人1件)	参加、意見表明の機会は様々であるため、具体的ではなく、包括的な規定としていますが、例えば市政では、札幌市の施策について、子どもの意見を聴く機会も設けることなどが考えられます。
674	子どもの参加を実現するための具体的な取組が行政に求められているので、加えてほしい。(大人1件、子ども1件)	育ち学ぶ施設では、児童養護施設などにおける各種行事等への参加、学校などにおける児童会、生徒会活動やクラブ活動等への参加や意見を聴くことなどが考えられます。
675	市政や施設の行事・運営に対して意見を表明するだけでなく、子どもが未来の社会でよりよく生きるために、現在行われようとしている施策について、意見を表明するという観点を入れてほしい。(大人1件)	さらに、地域での例としては、芸術、文化、スポーツ活動やお祭りなど、地域のまちづくり活動に参加、意見表明する機会を設けることなどが考えられます。

676	市政への参加とあるが、子どもが気安く、そのような場に参加すべきではない。(子ども1件)	子どもが市政などに積極的に参加することで、子どもの視点に立ったまちづくりが実現するとともに、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、健やかに成長・発達することが期待されます。是非、積極的に市政に参加していただきたいと思います。
677	もっと子どもの意見が、反映されるような環境、心構え、体制を整えてほしい。(子ども4件)	あらゆる場面での子どもの意見表明、参加の機会の保障は、この条例の理念のなかで、最も大切な視点の一つです。行政はもちろん、市民にもこの趣旨を広報し、様々な場面で子どもの意見表明、参加の機会が保障されるよう、努めていきます。
678	市は、子どもが意見を表明し参加する機会が設けられていることを知らせることを努めてほしい。(子ども2件)	
679	札幌市には、行政機関として、子どもの参加に十分配慮した取組を進めていただきたい。(大人2件、子ども2件)	子どもが市政へ参加し、意見を表明することは、子どもの健やかな成長・発達を支えるとともに、子どもにもやさしいまちづくりにもつながることから、とても大切です。札幌市は、これまで子ども議会等を開催し、市政提案の場を設けてきましたが、今後もこのような機会を提供し、市政への子どもの参加を充実したものにしていきたいと考えています。
680	子どもも、大人の会議のようなものを経験したい。(子ども1件)	
681	学校授業の中で、子どもの意見表明を進めていくべき。(大人1件、子ども1件)	
682	学校での子どもの参加、意見表明について、各学校の児童会、生徒会の代表が、このことを具体化してほしい。(大人3件)	学校をはじめ、育ち学ぶ施設では、子どもが多くの時間を過ごす大切な場です。この育ち学ぶ施設において、子どもが生徒会、児童会活動などを通して意見を表明し、施設の事業・運営等に参加する機会をもつことは、とても重要であることから、育ち学ぶ施設における参加・意見表明の機会の保障を規定しています。
683	学校での参加について、児童会や生徒会活動、学級活動の活性化を図るとともに、学校を越えた学習活動や平和、政治、経済活動も尊重すべき。(大人1件)	
684	学校における校則制定・改廃等に当たっては、生徒の意見表明の機会を十分に持つことが求められる。(大人1件)	
685	障がいのある子どももない子どもも同じように、意見表明、参加の機会が保障されるよう、検討してほしい。(大人1件)	
686	地域で子どもが自由に参加できるようなスポーツ大会などのイベントを増やしてほしい。(子ども2件)	様々な年齢層で、多様な体験活動ができる地域において、子どもの参加、意見表明の機会が保障されることはとても大切であり、この条例でも規定しています。
687	町内会など地域の活動に子どもが参加できる機会を増やしてほしい。(子ども2件)	
688	選挙権、住民投票権の年齢を引き下げるべき。(子ども11件)	選挙権については、国の法律で20歳以上と規定されています。また、住民投票は、これまで札幌で行われたことはありませんが、「札幌市自治基本条例」において、市政への市民参加の方法の一つとして位置づけられており、今後、その具体的な方法を検討していくこととなります。

689	<p>その他意見・感想等（大人1件、子ども31件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々なことに子どもが意見を言えることは、とても良いことだと思う。（子ども） ・子どもが意見を言い、参加するための仕組みをつくることは、とても良いと思う。（子ども） など 	
【市の施設に関する子どもの意見について】		
690	<p>市の施設の設置に際して、子どもの意見を尊重することは大切だと思うが、間違っただことや、自分本位の考えは大人が指摘したり、教えていくことも必要である。（大人1件）</p>	<p>子どもの意見を尊重するという事は、必ずしもその意見をそのまま受け入れるということではありません。明らかな間違いなどに対しては、大人が適切に教えていくことも必要なことです。こうしたやりとりをしながら様々な意見が出され、より良い施設づくりにつながるものと考えています。</p>
691	<p>市の施設の設置に際しては、子どもの目線に沿った、子どもの要求にあった施設づくりを行ってほしい。（大人1件）</p>	<p>市が新たに施設を設置する際には、子どもの意見を把握するよう配慮していきませんが、必ずしも、子どもの要求通りになるわけではなく、十分な情報提供、丁寧な対話などを繰り返し、子どもの視点に照らし、最も効果的な施設となるよう検討を進めていくこととなります。</p>
692	<p>子どもの意見を取り入れた施設をもっと増やしてほしい。（子ども2件）</p>	
【審議会等への子どもの参加について】		
693	<p>せっかく子どもが審議会等に参加しても、子どもの意見が取り入れられることが少なくなることが考えられる。その場合、子どもの失望は大きくなり、不安である。（大人1件）</p>	<p>子どもが審議会等に参加するときは、子どもが理解し、意見を形成し、発言しやすい環境を作ることが大切です。審議会等の参加者に対して、このことを理解していただくことも必要であると考えています。</p>
694	<p>その他意見・感想等（子ども2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会への子どもの参加について賛成。（子ども） など 	
【子どもの視点に立った情報発信等について】		
695	<p>「情報発信等に努める」とあるが、「努力」ではなく「義務」にすべき。また、子どもが求める情報開示請求に応じる義務、子どもにとって大きな影響のある事柄について、市の説明責任についての規定を明記すべき。（大人1件）</p>	<p>ご意見のとおり、子どもが市政に参加し、意見を形成するために必要な情報を分かりやすく発信することは、とても大切ですが、情報発信の主体が市にとどまらず、また、子どものかかわる状況も様々であると考えられることから、努力義務として規定しています。</p> <p>なお、札幌市に関する公文書の公開請求については、「情報公開条例」において、その手続等が定められておりますが、公開の対象は公文書そのものであり、子どもにとって必ずしも分かりやすい情報とは言えないことから、公文書公開制度によらず、分かりやすい情報発信、情報提供に努めることが必要と考えています。</p>
696	<p>子どもの視点に立った情報発信を実現するためには、条例の内容の子どもへの周知から検討すべきであり、子どもが読みやすいものを作成することが望まれる。（大人1件）</p>	<p>条例の内容を子どもに分かりやすく伝えることはとても大切です。いただいたご意見を参考に、条例の広報・周知に努めていきたいと考えています。</p>
697	<p>どのように情報発信を行うべきか、学校を通じて子どもの意見を集約し、検討する必要がある。（大人1件）</p>	
698	<p>その他意見・感想等（大人1件、子ども5件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの視点に立った情報発信の規定は、子どもが社会に参加するためにとても良いと思う。 など 	

カ) 第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」に関する意見 93件（大人59件、子ども34件）

	意見の概要	札幌市の考え方
699	「市民の役割」、「市の役割」の順番になっているが、主体は市にあると思うので、逆にすべき。(大人1件)	この条例は、子どもにかかわるすべての市民が関係し、その役割がとても大きいことから、「市民」を先に記載しています。とりわけ、お互いの違いを認め尊重する社会を形成するためには、市民の理解が必要であると考えています。
700	他の条項には具体的な規定がないのに、この項目だけ具体的に4項目を例示しているが、その必要はないのではないか。(大人2件)	いわゆる社会的に少数と言われる立場の子どもたちに対する差別の実態は、多様かつ深刻な場合が少なくありません。すべての市民の皆様へ、これらの差別に対する意識を持っていただくためにも、代表的な項目を例示する必要があると考え、掲載しています。
701	「障がい」の範囲に、重い難病や病弱な子どもたちも含むと解釈すべき。(大人1件)	ここでは、例示として「障がいのある子ども」という表現にしていますが、どのような状況にある子どもも、尊厳を持って生活できるよう、配慮する必要があると考えています。
702	「障がいのある子ども」の規定について、もっと具体的に分かりやすい記述とすべき。(大人2件)	この項目では、具体的な例を挙げながら、差別をなくし、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めることを規定しています。この条例に基づき、障がいのある子どもが尊厳を持って生活し、社会に参加することができるよう、取組を進めていきたいと考えています。
703	現在、学習障がいを持つ子どもへの具体的な支援やネットワークがほとんど機能していないので、この点をもっと条例に反映してほしい。(大人1件)	
704	障がいを持つ子どもの適正な教育を受ける権利、発達が保護される療育を受ける権利、家族の中で生活できる権利、必要な医療を十分に受ける権利、適正な福祉制度を受ける権利を保障し、将来、社会の一員としての生活が可能になるよう検討すべき。(大人1件)	
705	障がいのある子どもについて、互いに学ぶことが重要であり、統合教育を実現していただきたい。(大人4件)	
706	障がいの有無で差別をしないために、もっと交流の機会を増やせば良いと思う。(子ども2件)	
707	軽度発達障がいの子どものことについて、もっと頻繁に学校内や保護者、教師などへの説明会を開くべき。話を聞くことで、自分の子の障がいを認められない親や周りの人たちに、理解が深まるのではないかと。(大人1件)	
708	障がい児が差別や偏見を受けることのないよう、すべての障がい児を自然に受け入れていけるような機会をたくさん作ってほしい。(大人1件)	
709	本年から施行される自立支援法により、今まで安心して通えたものが、日数を決め通うこととなるなど、不安が高まっている。障がいのある子ども、健常児と同じようにしっかりと子どもの権利が保障されるように希望する。(大人4件)	

710	「アイヌ民族」に特記した標記をすること自体、差別につながるのではないか。この項目について変更を検討すべき。(大人5件)	札幌の子どもたちが、アイヌ民族の生活、歴史、文化などを学ぶ機会を保障することによって、アイヌ民族について正しく理解することが必要であると考えています。
711	アイヌ文化を学ぶことがなぜ子どもの権利の保障につながるのか、理解できない。(大人2件)	
712	「民族」という表記を訂正し、「先住・アイヌ民族の子ども権利」という項目を設けるべき。松前藩、明治政府からはじまった和人の侵略により、アイヌ民族の土地、資源、漁業、狩猟権が一方的に収奪されたが、未だに解決されず、差別と基本的人権の侵害、政治的圧迫と格差増大は恒常的に続いている現状を認識して、条例にはっきりと表記し、説明するべき。(大人1件)	第1項では、市民がお互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努める責務を記載しています。どのような理由の差別もなくしていかなければならないことから、様々なことが原因となる差別について、いくつかの事例を掲げつつも、包括的に規定することが必要であると考えています。
713	アイヌ民族のことについて学ぶことは評価できるが、具体的にはアイヌ民族の方々から直接学ぶことが必要である。そのうえで、日本、北海道、札幌の歴史を、アイヌ民族側の歴史観から考察し、侵略、収奪、差別、基本的人権の侵害の事実を知らせ、それらの撤廃に向けて行動する趣旨の条例を制定すべき。(大人1件)	この項目では、いくつかの事例を挙げながら、それ以外の理由でも差別をなくすよう、市民及び市が努めることを規定しています。この条例に基づき、差別をなくし、お互いの違いを尊重し合う社会の形成に努めていきます。
714	「アイヌ民族」の学習について触れられているが、それとともに、朝鮮も含めてアジアの学習、在日外国人、日系人等についての学習も大切(大人1件、子ども2件)	
715	子どもばかりではなく、大人(親)も、アイヌ民族、多国籍の方々を理解できるような取組を考えてほしい。(大人1件)	
716	「外国籍等の子ども」の規定について盛り込まれたことは意義がある。具体的なサポート体制の整備を進めていただきたい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進める上で、基本となる考え方を定めています。ご意見の趣旨は、外国籍の子ども権利の保障を進める上で、今後の参考にさせていただきたいと考えています。
717	外国人の児童・生徒のことが盛り込まれたことは意義があるが、この権利を保障するために、教育支援の充実を望む。(大人1件)	
718	外国籍の人が自国文化を学ぶことは、もちろん尊重されるべきであるが、それをなぜ行政が援助しなければならないのか、理解できない。(大人1件)	ここでは、外国籍等の子どもが、自分の国、言語、文化などを学び、表現することに配慮した取組を進めることを規定しています。このような取組を行政が進めることは、大切なことであると考えています。
719	外国人がマイノリティということで日本人より優遇されるようなことはないようにしていただきたい。(大人1件)	

720	「子どもが性別による固定的な役割分担にとらわれないこと」とあるが、これは一つの章をさくべき問題である。家庭、学校、社会で女性差別が存在する限り、「男女共同参画社会」の実現はできない。(大人1件)	
721	「性別による固定的な役割分担」の表現は、ジェンダーフリーの概念が入っており、思想的に偏向している。このことは、一般化されていないにもかかわらず使用されているのではないか。(大人1件)	<p>「男の子だから、女の子だから、こうしなければならない。」などと決めつけることは、子ども一人一人の個性や可能性を摘み取り、豊かな成長・発達が損なわれることも考えられることから、「性別による固定的な役割分担にとらわれないこと」に配慮した取組を行うことを規定しています。このことは、「男女共同参画社会基本法」、「札幌市男女共同参画推進条例」の理念にも合致するものです。</p> <p>なお、ここで規定する事柄は、画一的に、男女の違いを無くしてしまうという視点ではありません。</p>
722	性差(らしさ)は、社会(家庭)でつくられる。一人の人間として尊重されるためには、性差のすりこみ、強制があってはならない。男性の意識改革のために、公務員に育児休暇を強制的にとってもらうことも必要。(大人1件)	
723	まだ、女性に対する差別はとて多いので、なくしてほしい。(子ども1件)	
724	男子だから、女子だからという人が多いので、なくしてほしい。(子ども1件)	
725	「性的少数者」についての記載があるが、この性的少数者は、何のことを言っているのか分からない。(大人3件)	
726	「性的少数者について理解」など、男女関係を否定するようなことを述べることは、適切ではないのではないか。(大人1件)	
727	「性的少数者」という表現は、市民権を得ている表現ではないのではないか。(大人1件)	
728	「性別による固定的な役割分担」、「性的少数者」の字義が不明確である点はもとより、これらのことを子どもに理解させることについて、いまだ明確な社会的合意ができていない状況である。このことを性急に明文化することは、慎重であるべきと考える。(大人2件)	
729	果たして、「性的少数者」と言われる子どもが札幌には何人いるのか。このことは、条例に入れる内容だとは思えない。(大人1件)	

730	「家族の状況」とあるが、親が働いている子どもについて、「親が働きに出ている家庭の子どもが安心して生活できること」などを規定すべき。(大人1件)	第4章第3節「地域における権利の保障」では、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりについて規定しており、ご意見の趣旨についても含まれます。
731	それぞれの状況に応じた権利保障として、不登校の子どもたちの学習権の保障を入れるべき。(大人1件)	あらゆる差別や不当な不利益が起きないように、またはなくすような取組を積極的に進める必要があると考えており、そのなかで、市が取り組むべき項目を、例示として掲載しています。
732	「大人が子どもを学力で差別するのを禁止する」という項目を設けてほしい。(子ども1件)	
733	修学旅行に経済的理由等で参加できない生徒がいるので、そのような差別が起きないように、努力してもらいたい。(大人1件)	
734	差別をなくすために具体的にどのようなことをするのか、分かりやすく示してほしい。(子ども6件)	まずは、差別などが起きないように、そしてなくすよう、この条例の趣旨を周知、徹底するほか、差別が起きない、あるいはなくす社会をつくるため、どのような具体的な取組が考えられるか、検討していきます。
735	その他意見・感想等 (大人12件、子ども21件) ・障がい、民族、国籍、性的少数者等について、市として権利の保障に努めるための具体的内容に踏み込んで規定していることを評価する。 ・差別をさせないためには、そのことを教える立場の教育者が差別をしないことが、それ以上に大切だと思う。(子ども) ・子どもへの差別は、何がなんでもなくしてほしい。(子ども) など	

キ) 第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」に関する意見 193件 (大人165件、子ども28件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第6節全般について】		
736	「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」について、具体的な支援策の明示が必要である。(大人8件)	この条例は、多くの市民の方にご理解いただけるよう、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を包括的に規定しています。そのなかでも、「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」は、保護者、育ち学ぶ施設の職員、地域で子どもにかかわる市民を支援することにより、重層的に子どもの権利の保障を進めることをねらいとしています。今後、この条例に基づき、どのような支援が効果的か、具体的な取組を検討していきます。
737	「大人への支援」は、実際の社会の変革なくして、実現は困難となる。そのことについて、何がしかのコメント(注釈)があると良いのではないかと。(大人1件)	
738	家庭や子どもにかかわる施設に対し、十分な支援をすることを明記してほしい。(大人1件)	家庭の保護者や育ち学ぶ施設職員、地域で子どもにかかわる市民など、子どもの育ちや成長にかかわる大人に対しての支援はとて大切であり、第4章第6節では、保護者への子育て支援、育ち学ぶ施設職員への心に余裕を持って子どもとかわるような支援などを明記しています。
739	子どもが安心して過ごすためには、大人への支援がとても重要である。親への支援、地域、職場でのサポートも重要である。(大人2件)	
740	保護者・施設職員にとって、「心の余裕」が必要である。「大人」になる子どもたちをゆったりと見守る、今「大人」である私たちへの支援を権利として主張したい。(大人1件)	この規定は、大人の権利として定めたものではなく、子どもの育ちを支える大人への支援を行うことにより、子どもの権利を重層的に保障することを目的として規定したものです。

741	大人への支援は、「必要な職場環境の整備に努める」部分など、当然資金がかかることになるが、行政としてそのことが約束できるのか、疑問である。(大人1件)	子どもが毎日を生き生きと過ごすためには、子どもを取り巻く環境がとても大切です。特に、子どもの育ちや成長にかかわる大人がストレスにさいなまれ、ゆとりを失っているのは、子どもの権利の保障も疑わしくなります。このことから、本節では、子どもにかかわる大人に対して環境整備等の支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的としています。こうした考えのもと、今後、具体的な施策を進めていきたいと考えています。
742	条例案は、子どもの権利を守るためには、大人の様々な環境を整備する方が先であるかのように読め、疑問である。(大人1件)	
743	その他意見・感想等 (大人27件、子ども12件) ・「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」を盛り込むことは、とても良いことだと思う。 ・大人の仕事を楽にすれば、ストレスもなく、体罰などもなくなると思う。(子ども) など	
【保護者への支援について】		
744	保護者への支援を、もっと強調して、具体的に示すべき。(大人15件、子ども2件)	この条例は、子どもの権利の保障を進める上で、基本的な考え方を総括的に定めています。
745	保護者への支援をより一層打ち出すために、「市は、どの保護者も安心して子育てができるよう、保護者の様々な声に充分耳をかたむけて、必要な支援に努める」と変えるべき。(大人1件)	
746	「親育ち」の視点がとても重要だと思うが、現状では少々薄い気がする。(大人1件)	保護者への子育て支援の際には、子どもの権利に対する保護者の理解が進むよう、子どもとともに保護者も育つような支援が求められると考えますが、このことは、子育て支援のなかに含まれると考えています。
747	「保護者への支援」について、保護者の子ども観の変容を支援できるよう、「子どもとともに保護者も育つような支援」とした方が良くなるのではないかと。(大人1件)	
748	施設職員への研修だけではなく、保護者への研修も強化すべき。具体的には、学校等での研修、保健センターでの研修などを行うことを規定すべき。(大人2件)	
749	「保護者への支援」について、子どもと余裕を持った対応ができるよう、地域とのつながりを大切にできるような内容にすべき。(大人4件)	ここでは、まずは市が最重要課題の一つである子育て支援について、積極的な取組を行うために、市の規定としていますが、社会全体での子育て支援の推進についても、取り組んでいきたいと考えています。
750	子育て支援については、地域全体での子育てが求められており、市民が主体である。このことから、主語は「市民及び市は」とすべき。(大人1件)	
751	保護者への支援について、小さい頃の「子育て支援」だけではなく、幅広い世代の子どもを持つ保護者への支援が求められる。(大人1件)	ご意見のとおり、乳幼児だけではなく、様々な年代の子どもを持つ保護者に対しての必要な支援を行うことが大切です。
752	保護者への支援については、市の支援だけではなく、保護者が勤務する事業者からの支援も盛り込むべきである。(大人1件、子ども1件)	ご意見のように、事業所で勤務する保護者に対して、子育てに配慮することはとても意義があるので、この視点を追加しています。

753	保護者が自分の子どもを育てるのは当たり前のことであり、行政の支援などは不要である。(大人1件)	保護者には、子どもを養育する第一義的な責任があり、大きな役割を担っています。一方、核家族化の進行などにより、子育てをするうえで、様々な悩みなどを抱える保護者も多いのではないのでしょうか。子どもは社会の宝という意識を持って、行政が保護者の子育て支援を行うことは、とても重要なことであると考えています。
754	保護者への支援としては、親への教育、子育てに対する周囲の理解と協力、親同士の相互理解などを充実させ、子育てに対するメンタル的なサポートを強化すべきである。(大人3件)	札幌市では、全市、区、地域における子育て支援体制の整備を進めており、各小学校区に1箇所以上の子育てサロンの設置を目標として、地域住民が主体となって実施する子育てサロンの立ち上げを支援しています。今後も、安心して子育てができるよう、その支援の充実を検討していきます。
755	保護者への支援としては、近所の親同士が触れ合えたり、語り合えたりできる、気軽に参加できる場が増えると良いと思う。(大人1件、子ども2件)	
756	安心して子育てしようにも、お金がかかるので、親の負担を少しでもなくすような経済的支援を行っていただきたい。(大人6件)	
757	安心して子育てができるために、子育て支援センター及び認可保育所の増設が早急に望まれる。(大人1件)	
758	保護者への支援として、具体的には、預かり保育の充実などが求められる。(大人1件)	
759	障がいのある子どもを持つ親に対しては、何をすることも人の手を借りたり、時間が倍かかったりと、毎日大変なので、もう少し全体的に支援を強化してほしい。(大人1件)	
760	父子家庭にも援助してほしい。(子ども1件)	
761	その他意見・感想等 (大人10件、子ども8件) ・保護者への子育て支援を規定することは、とても大切である。 ・少子化対策のために、保護者への支援は本当に大切だと思う。(子ども) など	この条例では、子どもの権利保障を進める上で基本的な考え方を包括的に定めています。個別の具体的な内容については、いただいたご意見などを参考に、札幌市としてどのような支援をすべきか検討していきますが、まずは、「次世代育成支援対策推進行動計画(さっぽろ子ども未来プラン)」に掲載している項目を着実に推進できるよう努めていきます。
【育ち学ぶ施設の職員への支援について】		
762	施設職員への支援について、「必要な職場環境の整備」とあるが、どのような支援をするのか、具体的に示すべき。(大人7件)	この条例は子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を包括的に定めており、育ち学ぶ施設の職員への支援については、施設管理者の指針となるよう規定したものです。 具体的な支援については、ご意見の趣旨等も含め、各施設設置管理者が、それぞれの実態に照らし、自らの施設職員に対して最も効果のある支援はどのようなものかを考え、実践していくこととなります。
763	施設職員への支援について、体と心の健康があつてこそ、心に余裕を持って子どもに接することができるので、①は、「職員が心身の健康が保てるよう」とすべき。(大人1件)	
764	施設関係者への支援として、「職場環境の整備」とあるが、これだけではストレスを取り除くこともできないので、「職員も相談できる支援」とすべきである。(大人1件)	
765	施設職員への支援について、学校長が、権利条約を広げいかすためにリーダーシップをとること等、専門家としてもっと積極的に支援するよう記載すべき。(大人2件)	

766	施設職員への支援について、「職場環境の整備に努める」とあるが、施設の職員数は、明らかに不足しているので、「環境の整備(人員増を含む)」と付け足す必要がある。(大人9件)	この条例では、直接的な労働条件の整備、労使交渉に関することや、特定分野に具体的な財政援助を規定することは適さないと考えています。子どもの権利保障を進めるために、真に何が求められるかを、育ち学ぶ施設の設置管理者が、子どもの視点で考え、判断することが、最も大切ではないかと考えています。
767	子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援として、施設運営面への財政支出を強化していただきたい。(大人4件)	
768	施設職員への支援としては、職員配置の見直し、賃金、労働時間等も含めた働くルールの見直しがとても重要である。(大人5件)	
769	施設職員への支援には、研修だけではなく、「子どもの権利の理念を実践することができるよう必要な支援」を入れてほしい。(大人5件)	
770	施設職員への支援として「研修の機会」などは当然なされるべきである。ここでは、「研修の機会」以上の支援を広く、具体的に盛り込むべきである。(大人6件)	ひと言で育ち学ぶ施設といっても、事業の種類、運営主体、規模など多種多様であることから、こうした育ち学ぶ施設全般において、幅広く子どもの権利についての理解が深められるよう、子どもの権利の保障を進める上で、最も基本的で大切な事項である研修について、努力義務を規定したものです。
771	育ち学ぶ施設職員への支援について、研修だけではなく、さらに充実した支援の掲載を希望する。(大人2件)	
772	職員の研修について、「努める」という標記ではなく、「研修の機会を設ける」とはっきり示してほしい。(大人1件)	
773	「職員が心に余裕を持って」という項目は、大人が拡大解釈して、この項目をもとに何でも要求したりする心配がある。この項目の必要性は薄い。(大人2件)	
774	「職員が心に余裕を持って」とあるが、これは、「子どもの権利」を盾にとった大人の主張となる要因があり、条例の趣旨とは全く異なるので、削除するか、「子どもが、職員と必要なかわりができるように配慮すること」というように、子どもが主体となるよう変更すべき。(大人1件)	子どもが毎日の多くの時間を過ごす育ち学ぶ施設において、施設職員と豊かな人間関係を構築することは、とても大切なことです。そのためには、その施設職員が、心に余裕を持って、子どもと接することが求められます。本項では、このような視点から、真に子どもの権利の保障を進めるために、子どもに関わる大人に対して支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的としたものであり、市民に広くこの趣旨を周知していきます。
775	施設職員への支援について、働く側ばかりに高い要求をすることを記載するより、社会全体の仕組み、働く環境等を整えることを、本当に考えてから検討すべきである。(大人1件)	
776	施設職員への研修の機会については、すでに当事者間で活発に行われているので、新たに明記する必要性はないのではないかと。(大人1件)	
777	その他意見・感想等 (大人16件、子ども2件) ・育ち学ぶ職員への支援を掲載することは、とても良いことだと思う。 ・施設職員への支援について、この表現で心に余裕が持てるのか、不安である。 など	

【市民の地域での活動の支援について】		
778	「市民の地域での活動を支援するよう」という記載について、ここだけを読むと、子どもとは何ら関係のない市民活動も対象となっているように読み取れるので、「市民の地域での子どもに関する活動」という表現に修正すべき。(大人1件)	この章の名称が示すとおり、子どもの育ちや成長を支える大人の役割についての規定ですので、「市民の地域での活動を支援する」という記載で問題はないものと考えています。
779	フリースクールのような施設への支援は、「育ち学ぶ施設の職員への支援」に含まれるかどうか明確ではないので、「3. 市民の地域での活動の支援」に、「市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動(『育ち学ぶ施設』の活動を含む)を支援するよう努める」としてほしい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるために基本的な考え方を包括的に定めています。今後、この条例に基づき、どのような支援などが考えられるか、具体的な検討を進めたいと考えています。 なお、具体的な支援として考えられることは、子どもの権利の保障のために活動を進める市民との連携、協力事業の開催や、情報提供を行うことなどが挙げられます。 また、いわゆるフリースクールも「育ち学ぶ施設」に含むと考えていますが、「育ち学ぶ施設の職員への支援」の項目は、施設の設置管理者が、施設職員に対して支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的に規定しています。
780	地域で、子どもの居場所づくりなど、主体的に活動するボランティアの人たちへの支援の掲載も希望する。(大人1件)	
781	市民の地域での活動の支援について、どのような支援をするのか、具体的に示すべき。(大人1件)	
782	「市民の地域での活動の支援」について、市に頼らず、市民が地域の中で自分たちで活動をすればよいだけのことである。削除すべき。(大人1件)	
783	地域における子どもの人員に合わせた財政的援助を要望する。(大人1件)	この条例では、特定分野に対する具体的な財政援助は規定していませんが、施策や事業を行う際に、必要に応じ、適切な予算を計上することになると考えています。
784	地域で子どもにかかわる市民と連携することは良いことだが、既存の活動団体について、「官依存体質」からの脱却を進めることが期待される。(大人1件)	子どもの権利保障を進めるためには、市など行政の役割も、地域で子どもを支える市民の役割も、どちらも大切です。この趣旨をご理解いただけるよう、広報・普及に努めていきます。
785	その他意見・感想等 (大人1件) ・子どもの権利を保障するため、行政が、市民による草の根の活動を支援する必要性を感じた。	